

令和8年1月13日

## 質問回答書

件名	AEDのメンテナンスリース
----	---------------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	第6条(知的財産権等の使用)において、本件は対象となり得るのでしょうか? 対象となる場合には、どういった状況が考えられるのでしょうか? また対象とならない場合、条文の削除は可能なのでしょうか?	契約の履行に当たり、知的財産権その他第三者の権利の対象となっている技術、材料等を利用する場合は対象となり得る。
2	第19条(目的物の修補等)において、実際の連絡先は保守先であるメーカーという認識でよろしいでしょうか?	実務上の連絡先については、必要に応じ適宜当機構の担当職員と協議等を実施し、適切と判断される連絡先を担当職員まで連絡するものとする。
3	第21条(租税公課)において、資産申告は誰が行うのでしょうか? 本契約に伴う固定資産税納付義務はリース会社?賃貸人?にありますでしょうか?	本質問回答書の掲載時点で当機構が資産申告を行うことは想定しておらず、目的物に係る租税公課は、受注者の負担となる。なお、契約履行期間中に状況に変化が生じた場合は別途受注者へ連絡する。
4	第40条(情報セキュリティの確保)において、本件は対象となり得るのでしょうか? 対象となる場合には、どういった状況が考えられるのでしょうか? また対象とならない場合、条文の削除は可能なのでしょうか?	契約の履行に当たり、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。)を利用する場合には対象となり得る。
5	仕様書6機器仕様(1)は押し間違い防止のために電源ボタンのないフタの開閉で、 電源オンオフができるという認識でよろしいでしょうか?	ご認識のとおり。
6	仕様書6機器仕様(4)について、仕様書6機器仕様(2)に液晶モニターと記載がありますので、電極パッド装着の指示やその他のAED操作方法について液晶モニターに表示するという認識でよろしいでしょうか?	ご認識のとおり。聴覚障がい者等でも使用可能な機種を希望する。
7	仕様書7保守仕様(1)について、定期点検は千葉県内の修理業を取得したAED製造会社のサービス員が現地へ訪問し、点検を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。ただし点検を行うのは、保守が可能な事業者であれば足り、千葉県内の事業者に限らない。
8	当社では納品後の確認書類として「リース物件検収完了証」という当社書式がございます。これらの書類に貴法人の署名・捺印は可能でしょうか?	当該書式の具体的な内容を確認の上、判断する。
9	保守の第三者への再委託(メーカー・製造会社)は可能なのでしょうか?	契約の業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは不可能とする。